市町村	算式 ［{（0.15 × G ＋ 0.15 × H ＋ 0.15 × I ＋ 0.1125 × J ＋ 0.1125 × K ＋ 0.1125 × L ＋ 0.1125 × M ＋ 0.1 × N）× γ × 0.286 － β}× 2 ／ 3 ＋ β］× 1.002 0.15 × G、0.15 × H、0.15 × I、0.1125 × J、0.1125 × K、0.1125 × L、0.1125 × M、0.1 × N、{（0.15 × G ＋ 0.15 × H ＋ 0.15 × I ＋ 0.1125 × J ＋ 0.1125 × K ＋ 0.1125 × L ＋ 0.1125 × M ＋ 0.1 × N）× γ × 0.286 － β}及び［{（0.15 × G ＋ 0.15 × H ＋ 0.15 × I ＋ 0.1125 × J ＋ 0.1125 × K ＋ 0.1125 × L ＋ 0.1125 × M ＋ 0.1 × N）× γ × 0.286 － β}× 2 ／ 3 ＋ β］に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 ［略］ H　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする。） 算式Ⅱ H ＝ 13.23 ×｛（n － m）／ m｝×（1 ／ 3）＋ 1.42 ｛（n － m）／ m｝×（1 ／ 3）に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅱの符号 ［略］ n　工業統計調査規則によつて公表された平成25年及び平成26年における製造品出荷額並びに経済センサス活動調査規則によつて公表された平成27年における製造品出荷額の合計額を3で除して得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） I　次の算式Ⅲによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする。） 算式Ⅲ I ＝ 12.66 ×｛（p － o）／ o｝×（1 ／ 4）＋ 0.88 ｛（p － o）／ o｝×（1 ／ 4）に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅲの符号 ［略］ p　経済センサス活動調査規則により平成28年6月1日現在で調査

市町村	算式 ［{（0.15 × G ＋ 0.15 × H ＋ 0.15 × I ＋ 0.1125 × J ＋ 0.1125 × K ＋ 0.1125 × L ＋ 0.1125 × M ＋ 0.1 × N）× γ × 0.285 － β}× 1 ／ 3 ＋ β］× 1.000 0.15 × G、0.15 × H、0.15 × I、0.1125 × J、0.1125 × K、0.1125 × L、0.1125 × M、0.1 × N、{（0.15 × G ＋ 0.15 × H ＋ 0.15 × I ＋ 0.1125 × J ＋ 0.1125 × K ＋ 0.1125 × L ＋ 0.1125 × M ＋ 0.1 × N）× γ × 0.285 － β}及び［{（0.15 × G ＋ 0.15 × H ＋ 0.15 × I ＋ 0.1125 × J ＋ 0.1125 × K ＋ 0.1125 × L ＋ 0.1125 × M ＋ 0.1 × N）× γ × 0.285 － β}× 1 ／ 3 ＋ β］に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 ［同左］ H　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする。） 算式Ⅱ H ＝ 11.14 ×｛（n － m）／ m｝×（1 ／ 2）＋ 1.52 ｛（n － m）／ m｝×（1 ／ 2）に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅱの符号 ［同左］ n　工業統計調査規則によつて公表された平成24年から平成26年の各年における製造品出荷額の合計額を3で除して得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） I　次の算式Ⅲによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする。） 算式Ⅲ I ＝ 7.78 ×｛（p － o）／ o｝×（1 ／ 2）＋ 1.25 ｛（p － o）／ o｝×（1 ／ 2）に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅲの符号 ［同左］ p　商業統計調査規則により平成26年7月1日現在で調査された年